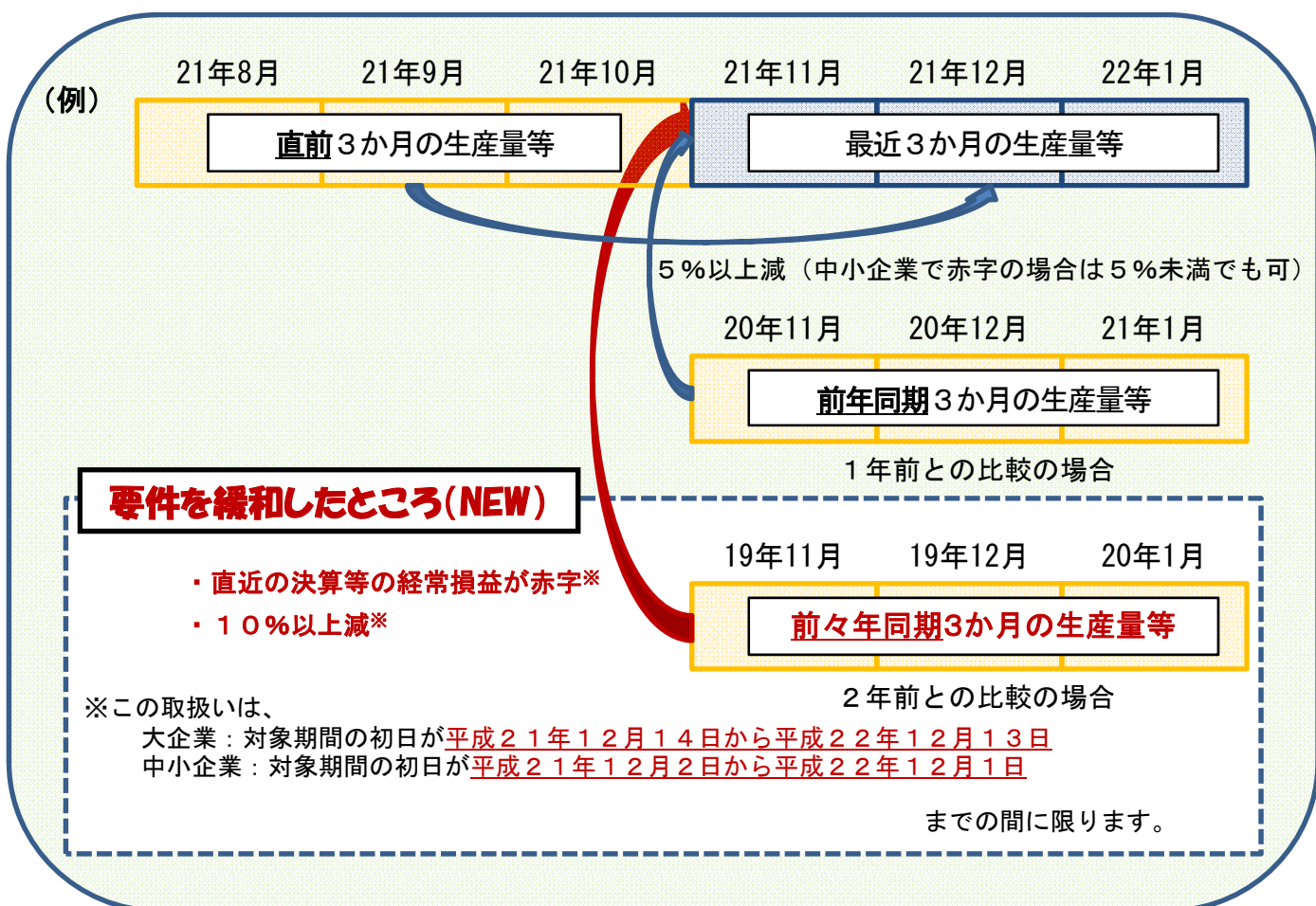


雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の生産量要件を緩和しました

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の生産量要件について、生産量又は売上高の最近3か月の月平均値がその直前3か月又は前年同期と比べて5%以上減少している事業所（中小企業で直近の決算等の経常損益が赤字の場合、5%未満の減少でも可能）に加え、**企業規模を問わず、売上高又は生産量の最近3か月の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字の事業主についても利用可能**としました。



重 要

雇用調整助成金等の支給の**対象期間は1年間**です。

2年目も雇用調整助成金等を利用したい場合には、改めて初回の計画届を提出し、再び対象期間（1年間）を指定するとともに、その際、**生産量要件等の支給要件を満たしている**ことの確認を受ける必要があります。

★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)